

佐賀「働き方改革」に向けた共同宣言署名式

○日時：平成27年9月7日（月） 11時00分

○場所：佐賀県庁新行政棟4階 特別会議室A

[式次第]

- 1 開式 （11時）
- 2 出席者紹介
佐賀県経営者協会会長 中富 博隆
日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長 相川 司
佐賀労働局長 田窪 文明
佐賀県知事 山口 祥義
- 3 共同宣言内容発表
- 4 共同宣言文署名・写真撮影
- 5 挨拶
- 6 質疑応答
- 7 閉式 （11時30分）

佐賀「働き方改革」に向けた共同宣言 ～ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して～

少子化による労働力人口が減少している昨今、労働力の確保や、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっています。

そのような中、労働者一人平均の年間総実労働時間をみると、佐賀県においては、1,877時間（平成26年）と全国平均の1,788時間を89時間上回っており、その要因の一つである「年次有給休暇の取得率」は全国平均を下回る40%前後で推移し、2020年までの政府目標である70%を大きく下回る状況となっています。

そこで、労働環境を根本から見直し、子育て時期などの多様なライフスタイルに応じた年次有給休暇の取得を促進することなどにより長時間労働の抑制を推進するとともに、労働者の生活スタイルや地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方を広めるなど、「働き方改革」を強く進めることが重要です。

このような「働き方改革」を進めることによって、すべての人々が健康で安心して生き生きと働くことができるようになることや、人材の育成や生産性の向上、過労死等の防止などの効果も期待でき、女性の活躍する社会、若者や高齢者等も能力を発揮できる社会、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現にもつながり、県が目指す安心して子どもを産み、健やかに育てることができる「子育てし大県“さが”」の実現につながるなど、佐賀県の発展に寄与することができます。

私たちは、これらの共通認識を持ち、各企業の取組を促進しつつ、この宣言に賛同いただける市町自治体や各団体等とも連携しながら、働く者が意欲と能力を十分に発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」を進めます。

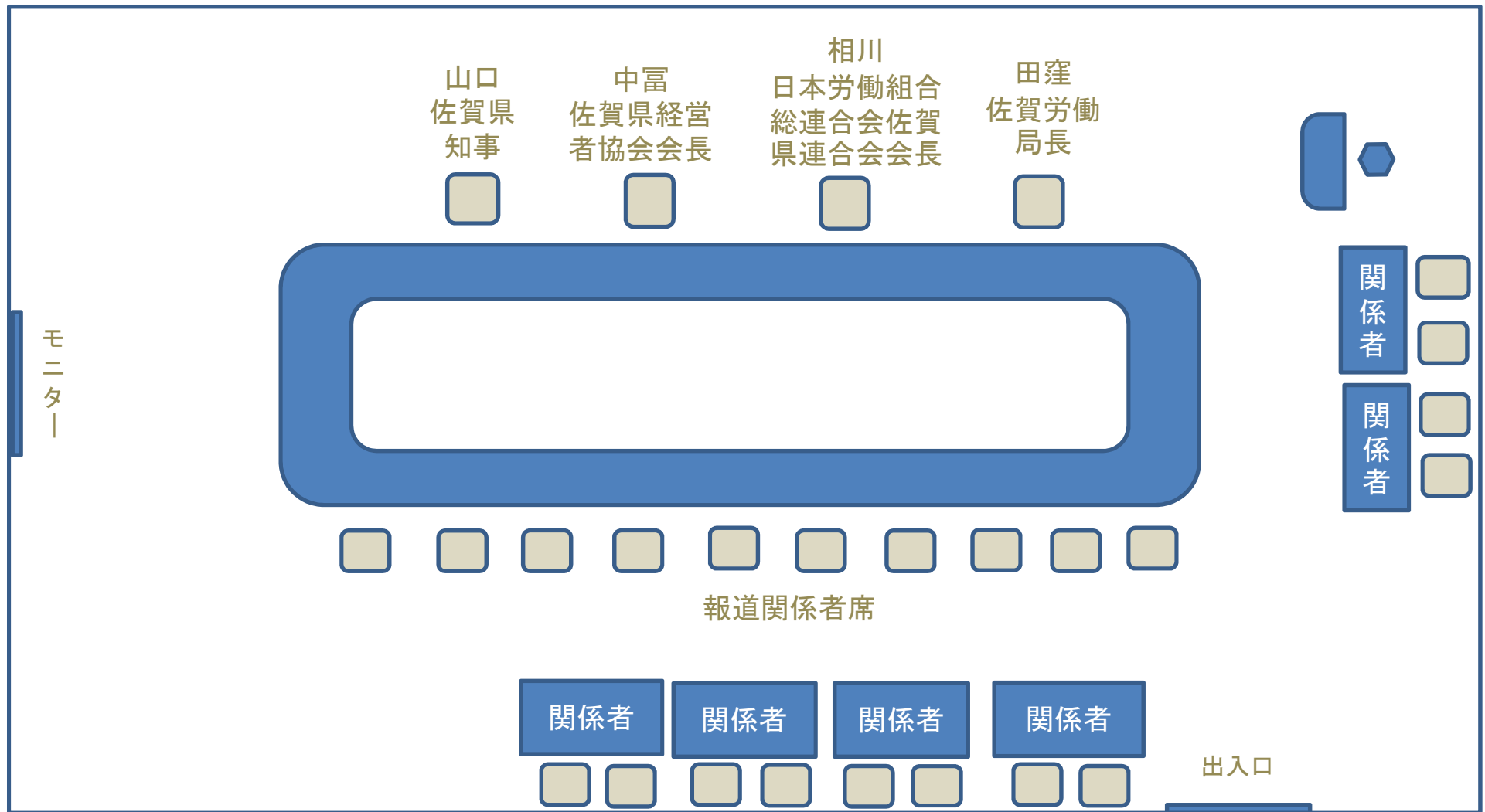
これらのことを通じ、佐賀の働く人、家庭、地域、企業がより魅力的で元気になることを目指します。

平成27年9月7日

佐賀県経営者協会会長
日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長
佐賀労働局長
佐賀県知事

佐賀「働き方改革」に向けた共同宣言署名式 会場配席図

場所: 特別会議室A



国の「働き方改革」に向けた取組内容

配布資料

佐賀労働局	旬間等	<p>(労働基準部又は労働基準監督署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職場の健康診断実施強化月間（9月） ●年次有給休暇取得促進月間（10月） ●過労死等防止啓発月間（11月）
	年間	<p>(労働基準部又は労働基準監督署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長時間の過重な労働が疑われる事業等に対する監督指導の徹底 ●局幹部による地域のリーディング企業への「働き方改革」に向けた取組を働きかけ ●事業主団体主催の会合等あらゆる機会を活用した「働き方改革」に係る周知啓発 ●働き方・休み方改善コンサルタントによる労働時間等の設定の改善のための支援（訪問指導の実施など） ●労働時間等の設定の改善のための助成金（職場意識改善助成金）の支給 ●メンタルヘルス制度の強化（平成27年12月施行の改正労働安全衛生法によるストレスチェック制度の周知） <p>(雇用均等室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業主団体主催の会合等あらゆる機会を活用した両立支援等に係る周知啓発 ●雇用均等指導員による両立支援制度の整備のための支援（訪問指導の実施など） ●仕事と家庭の両立のための助成金（中小企業両立支援助成金など）の支給 ●くるみん・プラチナくるみんの認定と認定交付式の開催
	月間	<p>(労働基準部又は労働基準監督署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●時期を捉えた年次有給休暇の取得促進の広報啓発（ゴールデンウィーク、夏季、年末年始など）

佐賀県の「働き方改革」に向けた取組内容

佐賀「働き方改革」に向けた共同宣言文や宣言時の写真、佐賀県の現状（総実労働時間や年次有給休暇取得率）を掲載したリーフレットを作成し「働き方改革」に向けて企業等に対する働きかけを行う。

- 年次有給休暇の取得促進等を啓発する「ワーク・ライフ・バランス普及員」による企業への訪問・働きかけ
- 企業が年次有給休暇取得やノー残業などの実践に取り組む「Let's“ゆとり”！キャンペーン」への参加呼びかけ
- 市町等に対する協力の呼びかけ

企業の自主的な取組を促し、働き方改革の機運の醸成を図る

年次有給休暇を取得促進することで多様な「ライフスタイル」が実現

子育て



例えば、急な保育園迎え
授業参観

介護



例えば、通院介助

余暇活動



例えば、リフレッシュ

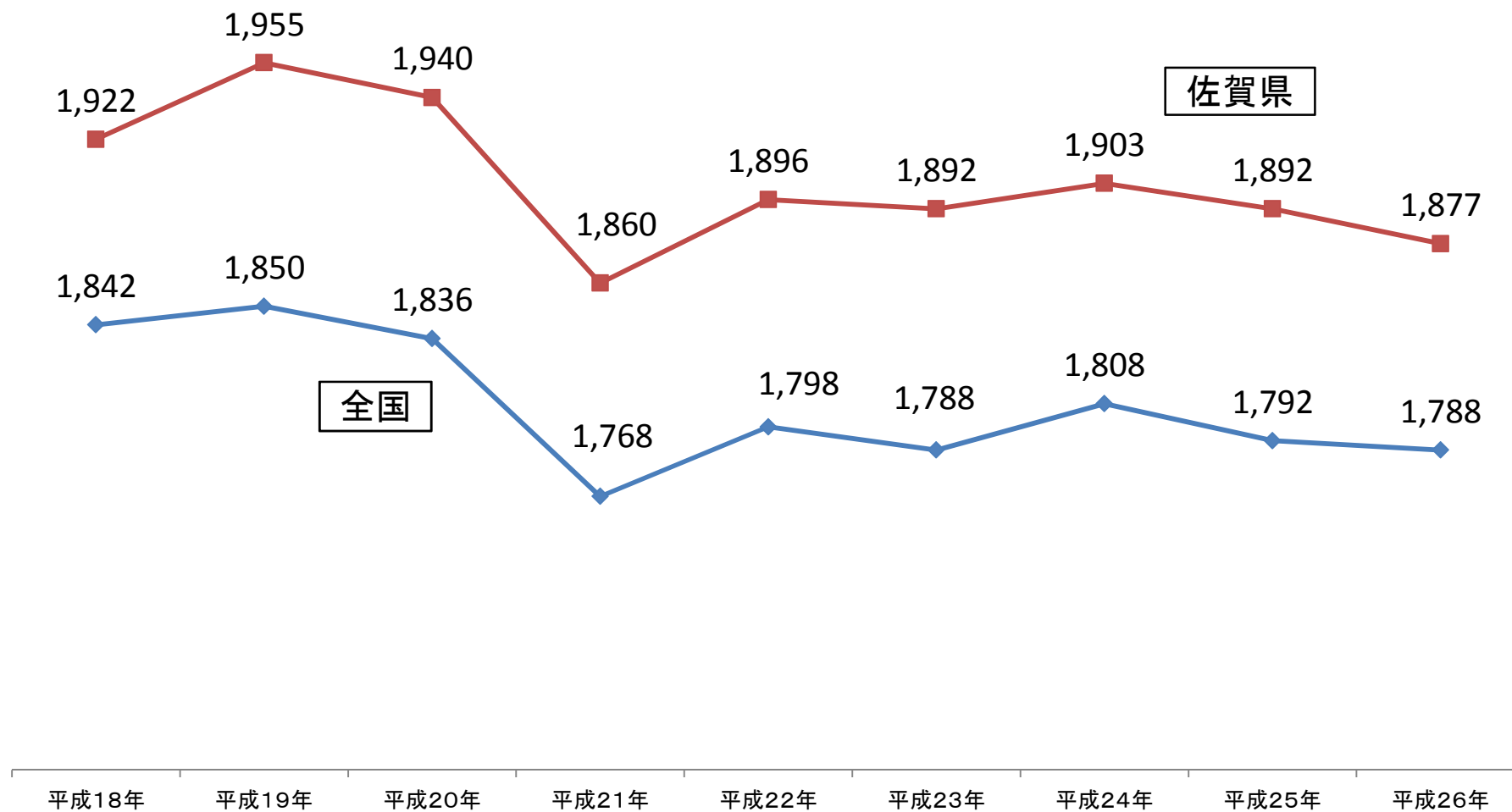
地域活動



例えば、PTA参加
地域イベント参加

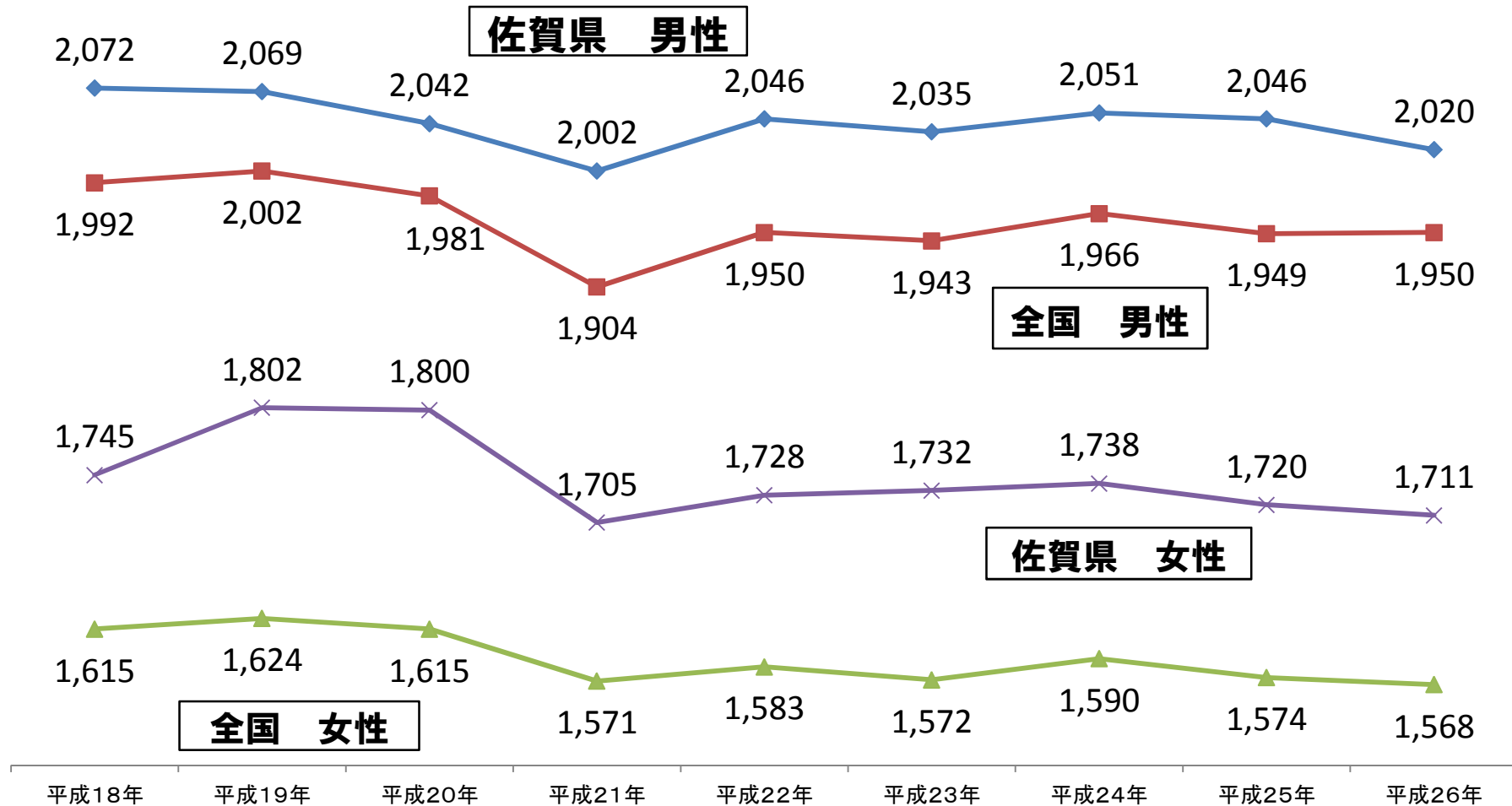
企業にとっても、企業イメージの向上・人材の確保につながる

年間総実労働時間の推移(全国、佐賀県)



出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」、佐賀県「毎月勤労統計地方調査」(事業所規模30人以上)

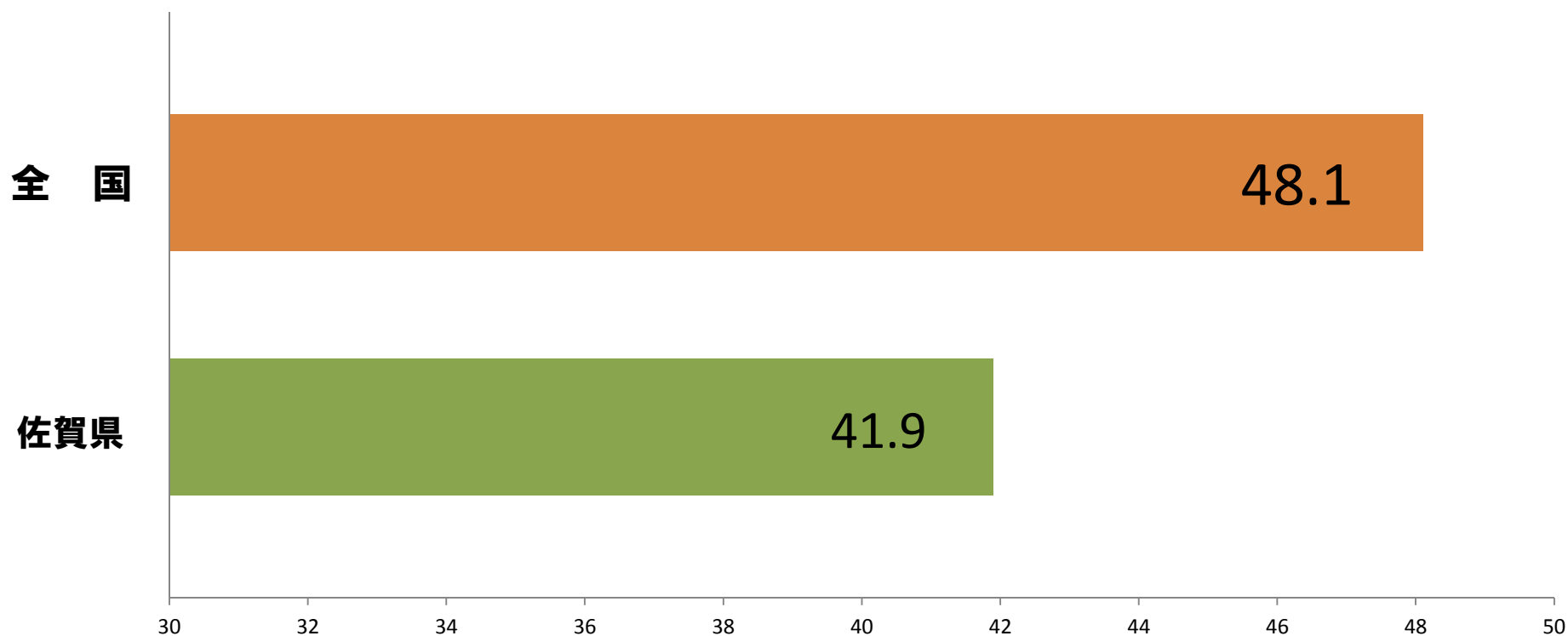
男女別常用雇用労働者総実労働時間の推移 (パートタイム労働者を含む)(全国・佐賀県)



出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」、佐賀県「毎月勤労統計地方調査」(事業所規模30人以上)

労働者1人平均有給休暇の取得率(単位:%) (平成22年~26年の5年間平均)

○全国平均より、6.2ポイント下回っている。



(出典:【佐賀県】佐賀県労働条件等実態調査【全国】厚生労働省就労条件総合調査(事業所規模30人以上))

(参考)労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

- (1) **中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し**
 - ・ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（3年後実施）
- (2) **著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設**
 - ・ 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。
- (3) **一定日数の年次有給休暇の確実な取得**
 - ・ 使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）。
- (4) **企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進**（※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正）
 - ・ 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

II 多様で柔軟な働き方の実現

- (1) **フレックスタイム制の見直し**
 - ・ フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。
- (2) **企画業務型裁量労働制の見直し**
 - ・ 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。
- (3) **特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設**
 - ・ 職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
 - ・ また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（※労働安全衛生法の改正）

施行予定日：平成28年4月1日（ただし、Iの（1）については平成31年4月1日）